

# 包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成26年8月29日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の  
通知があったものは次頁以降のとおりです。

平成26年8月29日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やました みのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

## 高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H26.8.29

| 監査実施年度  |     | 平成17年度                   |        |                 |         |
|---------|-----|--------------------------|--------|-----------------|---------|
| 監査テーマ   |     | 「下水道事業の財務に関する事務の執行について」  |        |                 |         |
| 措置通知No. | 区分※ | 項目                       | 報告書該当頁 | 所管課等            | 措置通知日   |
| No.1    | 意見  | 受益者負担金の滞納者に対する延滞金の賦課について | P47    | 上下水道局<br>給排水設備課 | H26.7.4 |

| 監査実施年度  |     | 平成23年度   |        |                         |          |
|---------|-----|--|--------|-------------------------|----------|
| 監査テーマ   |     | 「高松市のライフインフラとしての福祉」                                  |        |                         |          |
| 措置通知No. | 区分※ | 項目   | 報告書該当頁 | 所管課等                    | 措置通知日    |
| No.2    | 指摘  | 助成の限度額について要綱の改正をすべきもの（高松市障害者福祉タクシー設置事業）              | P149   | 健康福祉局<br>障がい福祉課<br>(6件) | H26.7.24 |
| No.3    | 指摘  | 対象車両の利用状況を確認するとともに、利用範囲の詳細を明記すべきもの（高松市障害者福祉タクシー設置事業） | P149   |                         |          |
| No.4    | 意見  | 事業の効果や今後の実施方法を検討するとともに、検討過程を文書化することについて（手話奉仕員養成事業）   | P143   |                         |          |
| No.5    | 意見  | 制度の改廃を含めた制度実施の検討について（高松市障害者福祉タクシー助成事業）               | P149   |                         |          |
| No.6    | 意見  | 事業の実施方法や実施主体の検討について（障害児社会見学事業）                       | P151   |                         |          |
| No.7    | 意見  | 障害者福祉関係補助金の見直しについて                                   | P161   |                         |          |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H26.8.29

| 監査実施年度  |     | 平成24年度   |              |                      |          |  |
|---------|-----|--|--------------|----------------------|----------|--|
| 監査テーマ   |     | 「高松市の関連諸団体」  |              |                      |          |  |
| 措置通知No. | 区分※ | 項目   | 報告書該当頁       | 所管課等                 | 措置通知日    |  |
| No.8    | 指摘  | 支出手続を分掌すべきもの（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）                            | P144<br>P151 | 市民政策局<br>政策課<br>（6件） | H26.7.14 |  |
| No.9    | 意見  | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）     | P144<br>P151 |                      |          |  |
| No.10   | 意見  | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会） | P147<br>P151 |                      |          |  |
| No.11   | 意見  | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）      | P148<br>P151 |                      |          |  |
| No.12   | 意見  | 団体の規定として処務規程を定めることについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）                  | P148<br>P151 |                      |          |  |
| No.13   | 意見  | 高松市からの解散等の働き掛けについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）                      | P151         |                      |          |  |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H26.8.29

| 監査実施年度  |     | 平成24年度   |              |                      |          |  |
|---------|-----|--|--------------|----------------------|----------|--|
| 監査テーマ   |     | 「高松市の関連諸団体」  |              |                      |          |  |
| 措置通知No. | 区分※ | 項目   | 報告書該当頁       | 所管課等                 | 措置通知日    |  |
| No.14   | 指摘  | 支出手続を分掌すべきもの（香川県都市軽自動車税運営協議会）                                | P144<br>P202 | 財政局<br>市民税課<br>(17件) | H26.7.25 |  |
| No.15   | 指摘  | 委託契約に係る契約額の妥当性を検討すべきもの（香川県都市軽自動車税運営協議会）                      | P203         |                      |          |  |
| No.16   | 意見  | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）         | P144<br>P202 |                      |          |  |
| No.17   | 意見  | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会） | P144<br>P202 |                      |          |  |
| No.18   | 意見  | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）               | P144<br>P202 |                      |          |  |
| No.19   | 意見  | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）  | P145<br>P202 |                      |          |  |
| No.20   | 意見  | 団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（香川県都市軽自動車税運営協議会）      | P145<br>P202 |                      |          |  |
| No.21   | 意見  | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（香川県都市軽自動車税運営協議会）        | P145<br>P202 |                      |          |  |
| No.22   | 意見  | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）    | P145<br>P202 |                      |          |  |
| No.23   | 意見  | 長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）  | P146<br>P202 |                      |          |  |
| No.24   | 意見  | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（香川県都市軽自動車税運営協議会）                 | P147<br>P202 |                      |          |  |
| No.25   | 意見  | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）     | P147<br>P202 |                      |          |  |
| No.26   | 意見  | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）          | P148<br>P202 |                      |          |  |
| No.27   | 意見  | 監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（香川県都市軽自動車税運営協議会）   | P148<br>P202 |                      |          |  |
| No.28   | 意見  | 団体の規定として処務規程を定めることについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）                      | P148<br>P202 |                      |          |  |
| No.29   | 意見  | 構成員について、高松市から会則の変更を議題として提出することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）          | P202         |                      |          |  |
| No.30   | 意見  | 事務費について、事務担当自治体の負担を考慮する提案を検討することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）        | P203         |                      |          |  |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H26.8.29

| 監査実施年度  |     | 平成24年度   |              |                          |          |  |
|---------|-----|--|--------------|--------------------------|----------|--|
| 監査テーマ   |     | 「高松市の関連諸団体」  |              |                          |          |  |
| 措置通知No. | 区分※ | 項目   | 報告書該当頁       | 所管課等                     | 措置通知日    |  |
| No.31   | 指摘  | 会則に会計年度の定めを記載すべきもの（高松市保健委員会連絡協議会）                          | P215         | 健康福祉局<br>保健センター<br>(15件) | H26.7.17 |  |
| No.32   | 意見  | 支出伺の標準様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることについて（高松市保健委員会連絡協議会）            | P144<br>P215 |                          |          |  |
| No.33   | 意見  | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市保健委員会連絡協議会） | P144<br>P215 |                          |          |  |
| No.34   | 意見  | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市保健委員会連絡協議会）               | P144<br>P215 |                          |          |  |
| No.35   | 意見  | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市保健委員会連絡協議会）  | P145<br>P215 |                          |          |  |
| No.36   | 意見  | 団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市保健委員会連絡協議会）      | P145<br>P215 |                          |          |  |
| No.37   | 意見  | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市保健委員会連絡協議会）        | P145<br>P215 |                          |          |  |
| No.38   | 意見  | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松市保健委員会連絡協議会）    | P145<br>P215 |                          |          |  |
| No.39   | 意見  | 入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（高松市保健委員会連絡協議会）       | P146<br>P215 |                          |          |  |
| No.40   | 意見  | 長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市保健委員会連絡協議会）  | P146<br>P215 |                          |          |  |
| No.41   | 意見  | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市保健委員会連絡協議会）                 | P147<br>P215 |                          |          |  |
| No.42   | 意見  | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市保健委員会連絡協議会）     | P147<br>P215 |                          |          |  |
| No.43   | 意見  | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市保健委員会連絡協議会）          | P148<br>P215 |                          |          |  |
| No.44   | 意見  | 監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市保健委員会連絡協議会）   | P148<br>P215 |                          |          |  |
| No.45   | 意見  | 団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市保健委員会連絡協議会）                      | P148<br>P215 |                          |          |  |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H26.8.29

| 監査実施年度  |     | 平成25年度                        |        |              |         |
|---------|-----|-------------------------------|--------|--------------|---------|
| 監査テーマ   |     | 「高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）」 |        |              |         |
| 措置通知No. | 区分※ | 項目                            | 報告書該当頁 | 所管課等         | 措置通知日   |
| No.46   | 意見  | 許可業者の車両表示について市民へ周知することについて    | P120   | 環境局<br>環境指導課 | H26.8.5 |

※指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※意見 …… 組織及び運営の合理化の観点等から改善が望まれるとされたもの

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

| 指 摘 又 は 意 見           |   |  |
|-----------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ             | 平成17年度  |  |
| 下水道事業の財務に関する事務の執行について |   |  |
| 区 分                   | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目    | 受益者負担金の滞納者に対する延滞金の賦課について  |  |
| 内 容                   | <p>延滞金の賦課については、条例第11条で滞納期間に応じ延滞負担金に対し年率14.5%の延滞金を課す規定がある。督促状にはその旨の記載がされているにもかかわらず、現状では、滞納者に対し実際には延滞金の賦課がなされていない。</p> <p>滞納者に対しペナルティーの意識付けによる早期回収及び再発防止のためにも、条例に基づき延滞金の賦課を厳格に実施すべきである。</p>                               |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ    | 47ページ   |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク    | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu17/ho222-1.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu17/ho222-1.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月4日   |
| 所 管 課 等                 | 上下水道局<br>給排水設備課   |
| 措 置 結 果                 | <p>平成23年度の上下水道部門統合後、延滞金計算機能を付加した新たな負担金システムの構築を進め、平成25年度から新負担金システムの運用を開始し、定期的な催告書の発送に加え、誠意のない滞納者に対しては滞納処分を執行するとともに、高松市下水道事業受益者負担に関する条例第11条に基づき、延滞金の賦課徴収を適正に実施している。</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

| 指 摘 又 は 意 見        |   |                             |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ          | 平成23年度  | 高松市のライフインフラとしての福祉           |
| 区 分                | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘  | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 助成の限度額について要綱の改正をすべきもの（高松市障害者福祉タクシー設置事業）   |                             |
| 内 容                | 要綱では、「身体障害者福祉タクシーの購入費に3分の2を乗じて得た額とする、ただし260万円を限度とする」との規定があるが、平成22年度での補助額は予算額の135万円しか実施されていない。予算の制約があるのであれば、要綱の規定を修正するべきである。   |                             |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 149ページ  |                             |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf</a> |                             |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月24日  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>障がい福祉課   |
| 措 置 結 果                 | 補助金の額の規定については、当該年度の予算による制約を反映させられるよう、平成25年9月に、高松市身体障害者福祉タクシー設置事業補助金交付要綱を改正した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

|                    |   |                             |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |                             |
| 監 査 テ ー マ          | 平成23年度  |                             |
| 高松市のライフインフラとしての福祉  |   |                             |
| 区 分                | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘  | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 対象車両の利用状況を確認するとともに、利用範囲の詳細を明記すべきもの<br>(高松市障害者福祉タクシー設置事業)  |                             |
| 内 容                | <p>補助後の対象車両の利用状況について確認されていない。目的外の転用や耐用年数内で廃車されたような場合には、補助金を返還する規定となっている。</p> <p>また、転用されなくとも、障害者以外で、例えば怪我などにより一時的に車椅子を使っている市民の利用は目的外使用にあたり、禁止されることが原則と思われるが、それも合理的とは思われない。</p> <p>本来目的の障害者の利用を妨げない範囲で、公序良俗に反しない利用は可とするなど、詳細についても明記することが望まれる。</p> |                             |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 149ページ  |                             |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf</a>                             |                             |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月24日  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>障がい福祉課   |
| 措 置 結 果                 | <p>補助を受け、購入した身体障害者福祉タクシー事業は、少なくとも当該車両を購入した日から5年を経過した日の属する年度まで継続して行うことを義務付けるとともに、実績報告及び廃車報告を提出させることとした。</p> <p>また、障がい者以外でも歩行困難な者について制度の対象となるよう、平成25年9月に高松市身体障害者福祉タクシー設置事業補助金交付要綱を改正した。</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成23年度  |  |
| 高松市のライフインフラとしての福祉  |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 事業の効果や今後の実施方法を検討するとともに、検討過程を文書化することについて（手話奉仕員養成事業）  |  |
| 内 容                | 制度制定から10年を経ており、毎年同じような事業を随意契約により同額で財団法人高松市身体障害者協会に委託しており、やや慣習的である。当事業の過去の実績、当事業から手話奉仕員に登録した人員数、その活動状況が調査されていない。事業の効果を検証するとともに、手話奉仕員の適正水準を考えたい。今後の当事業の実施方法をどうするのか、という検討を行い、その検討過程についても文書化することが望まれる。                  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 143ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月24日  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>障がい福祉課   |
| 措 置 結 果                 | 手話奉仕員養成事業が国の地域生活支援事業の必須事業となったことに伴い、平成25年度からは県下市町合同事業とし、委託先を公益社団法人香川県聴覚障害者協会とするなど、事業実施方法等の変更を行った。<br>また、委託先との委託内容等協議は、その検討過程を文書で残すこととした。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成23年度  |  |
| 高松市のライフインフラとしての福祉  |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 制度の改廃を含めた制度実施の検討について（高松市障害者福祉タクシー助成事業）  |  |
| 内 容                | <p>身体障害者の初乗り助成については、重度を2級までと定めた一律の支給となっている。また、当事業により、どの程度社会参加が増えているのか、なくても外出するものの補助になっていないか、測定は困難と思われるものの、費用対効果は不明である。配布対象は広く、助成度合いは浅く、制度自体の効果が検証されておらず、ばらまきの性格が強いように思われる。</p> <p>また、現状では、費用面での社会生活補助の側面が強いように思われる。ターゲットを絞り、利用対象を絞るとか、絞った対象にはより手厚い補助をするなど、少数の対象者に密度の濃いサービスを提供することがより有効であると思われる。</p> <p>制度の改廃を含め、実施方法の検討が望まれる。</p> |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 149ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf</a>   |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月24日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>障がい福祉課  |
| 措 置 結 果                 | 平成26年度から、所得制限を導入するとともに、交付対象となった障がい者に対しては、助成券交付枚数を増やすなど、より効果的な補助を行うこととした。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成23年度  |  |
| 高松市のライフインフラとしての福祉  |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 事業の実施方法や実施主体の検討について（障害児社会見学事業）  |  |
| 内 容                | <p>障害児が見聞を広めるという事業目的も実現できていると考えられるが、レクリエーション的な要素があることから、参加者一部負担の検討が望まれる。</p> <p>また、事業の実施状況を見ると、学校行事として実施されているなど、当事業の「日頃外出の機会の少ない障害児」に対する事業という目的とは乖離している。</p> <p>事業の実施方法や実施主体につき、廃止も含めた検討が望まれる。</p>                  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 151ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月24日  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>障がい福祉課   |
| 措 置 結 果                 | <p>平成24年度から、参加者負担を以下のとおりとした。</p> <p>本人（3歳以上18歳未満）及び付き添い1名・・・500円</p> <p>上記以外の者・・・それぞれの年齢の料金区分に応じた入園料を全額自己負担</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成23年度  |  |
| 高松市のライフインフラとしての福祉  |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 障害者福祉関係補助金の見直しについて  |  |
| 内 容                | <p>補助金の最大の問題は、それが既得権益化することである。<br/>特に、団体運営支援型の補助金は一定年数を経た後は段階的に削減していくべきであり、団体自ら自己努力で運営経費を確保していくよう行政が誘導するべきである。</p> <p>一方、事業支援型の補助金は、その政策目的との近接さで区別するべきであり、政策との関係が弱い事業については、同じく段階的に削減していくべきである。</p>                  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 161ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu23/ho222.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月24日  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>障がい福祉課   |
| 措 置 結 果                 | <p>意見のあった事業費補助金について検討した結果、次のとおり見直し又は廃止を行っている。(⑮以外については、平成25年7月3日に、監査委員に対して措置通知済)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高松市障害者を守る会事業（平成23年度見直し済）</li> <li>②心身障害児社会見学事業（平成24年度見直し済）</li> <li>③障害者社会見学事業（平成23年度見直し済）</li> <li>④高松市手をつなぐ育成会事業（平成23年度見直し済）</li> <li>⑦身体障害者結婚祝金事業（平成25年度から廃止）</li> <li>⑩在宅重度障害者慰問見舞金事業（平成25年度から廃止）</li> <li>⑪高松市身体障害者協会事業（平成23年度見直し済）</li> <li>⑫高松市肢体不自由児・者父母の会事業（平成23年度見直し済）</li> <li>⑬香川県中途失聴・難聴者協会事業（平成23年度見直し済）</li> <li>⑮サンサン祭り事業（平成26年度から廃止）</li> </ul> <p>※番号は、包括外部監査結果報告書の該当ページにて記載している番号を使用した。</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

| 指 摘 又 は 意 見        |   |                             |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |                             |
| 区 分                | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘  | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 支出手続を分掌すべきもの（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）   |                             |
| 内 容                | 支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。  |                             |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ<br>151ページ  |                             |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |                             |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月14日  |
| 所 管 課 等                 | 市民政策局<br>政策課  |
| 措 置 結 果                 | 支出手続については、平成25年度から支出時に銀行出金伝票を添えて印鑑管理者である課長の支払承認時に銀行印を押印する方法に改めた。<br>なお、香川中央拠点都市地域整備推進協議会は、平成25年度末で解散した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

|             |   |  |
|-------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見 |   |  |
| 監査テーマ       | 平成24年度  |  |
| 区分          | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 監査テーマ       | 高松市の関連諸団体   |  |
| 指摘・意見の項目    | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）  |  |
| 内 容         | 統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。   |  |
| 報告書該当ページ    | 144ページ<br>151ページ  |  |
| 報告書へのリンク    | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措置通知日                   | 平成26年7月14日   |
| 所管課等                    | 市民政策局<br>政策課   |
| 措置結果                    | <p>事務処理と出納については、平成25年度から事務処理を担当者が行い、出納を課長補佐が行う方法に改めた。</p> <p>預金通帳と印鑑を分離管理することについては、平成25年度から担当者が預金通帳を管理し、課長が印鑑を管理する方法に改めた。</p> <p>なお、香川中央拠点都市地域整備推進協議会は、平成25年度末で解散した。</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

|                    |   |     |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |     |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |     |
| 高松市の関連諸団体          |   |     |
| 区 分                | □指摘   | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）  |     |
| 内 容                | <p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>   |     |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 147ページ<br>151ページ  |     |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |     |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月14日   |
| 所 管 課 等                 | 市民政策局<br>政策課   |
| 措 置 結 果                 | <p>総会資料の収支決算書に会計期間を掲載することについては、会計年度の定めが規定された協議会規約を総会資料の一つとして添付していることから、現状のままとしたが、会計監査で使用する会計出納簿は平成24年度決算から、会計期間等の基本情報を掲載した。</p> <p>なお、香川中央拠点都市地域整備推進協議会は、平成25年度末で解散した。</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて<br>(香川中央拠点都市地域整備推進協議会)   |  |
| 内 容                | 監事を実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ<br>151ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月14日   |
| 所 管 課 等                 | 市民政策局<br>政策課   |
| 措 置 結 果                 | 監事監査については、平成24年度決算の監事監査からチェックリストを作成し、必要事項の監査を受ける方法に改めた。<br>なお、香川中央拠点都市地域整備推進協議会は、平成25年度末で解散した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 団体の規定として処務規程を定めることについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）   |  |
| 内 容                | 処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ<br>151ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月14日   |
| 所 管 課 等                 | 市民政策局<br>政策課   |
| 措 置 結 果                 | 全国地方拠点都市地域整備推進協議会が、平成25年5月に平成25年度末での解散を決定したことを受け、香川中央拠点都市地域整備推進協議会は、処務規定を定めることなく、平成25年度末で解散した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

| 指 摘 又 は 意 見 |   |  |
|-------------|---|--|
| 監査テーマ       | 平成24年度  | 高松市の関連諸団体                              |
| 区 分         | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘・意見の項目    | 高松市からの解散等の働き掛けについて（香川中央拠点都市地域整備推進協議会）   |  |
| 内 容         | <p>会の役割はほぼ終了している状況といえる。活動に対して繰越金は多額であるが、毎年の会費負担も少額であり、また絶対水準自体が50万円と多額ではない。</p> <p>高松市は、継続して事務を行っており、高松市から協議会の解散を呼び掛けるべきとも思われる。</p>   |  |
| 報告書該当ページ    | 151ページ  |  |
| 報告書へのリンク    | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
|-------------------------|--|
| 措置通知日                   | 平成26年7月14日   |
| 所管課等                    | 市民政策局<br>政策課   |
| 措置結果                    | <p>全国地方拠点都市地域整備推進協議会が、平成25年5月に平成25年度末での解散を決定したことを受け、香川中央拠点都市地域整備推進協議会は、高松市を含む構成市町の下承を得て平成25年度末で解散した。</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

| 指 摘 又 は 意 見        |   |           |
|--------------------|---|-----------|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  | 高松市の関連諸団体 |
| 区 分                | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見  |           |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 支出手続を分掌すべきもの（香川県都市軽自動車税運営協議会）   |           |
| 内 容                | 支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。  |           |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ<br>202ページ  |           |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |           |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | 香川県都市軽自動車税運営協議会会計規程を、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において制定し、同日からの施行により、支出手続の分掌化を行った。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

|                    |  |                             |
|--------------------|--|-----------------------------|
| 指 摘 又 は 意 見        |  |                             |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度   |                             |
| 高 松 市              | 高松市の関連諸団体  |                             |
| 区 分                | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘   | <input type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 委託契約に係る契約額の妥当性を検討すべきもの（香川県都市軽自動車税運営協議会）  |                             |
| 内 容                | <p>当団体の歳出の主要なものは、業務の委託費であるが、委託費の妥当性について検討されていなかった。</p> <p>市は、平成24年度に過去の契約額や内容を調査している。それによると平成14～15年度からほぼ同額で推移しており、平成12年の調書を見ると、人件費が主と思われるとのことである。軽自動車の登録台数は、この間増加しているが、委託料が一定であるのは、経費が人件費であり、固定化していたためと推測される。</p> <p>委託費の積算根拠を明らかにし、契約額が妥当であるかの検討をする必要がある。</p> |                             |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 203ページ   |                             |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>  |                             |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | 平成26年6月30日開催の平成26年度香川県都市軽自動車税運営協議会定例会での平成26年度予算審議において、軽自動車協会連合会香川事務所への委託料に係る経緯、調査内容を説明し、委託料の妥当性について検討した結果、委託料の額は妥当であるとの結論に至った。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて<br>(香川県都市軽自動車税運営協議会)  |  |
| 内 容                | 統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | 香川県都市軽自動車税運営協議会会計規程を、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において制定し、同日からの施行により、預金現金保管者と届出印鑑保管者は、出納責任者が異なる職員を指名することとした。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）  |  |
| 内 容                | 預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | 預金からの支払件数が多い出金については、平成25年度から銀行振込で支払をする場合の支払額振込手数料を合計額で出金し、出金内訳を記した収支内訳（差引簿）を保管することとした。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  | 高松市の関連諸団体                              |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）  |  |
| 内 容                | 一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。<br>イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、<br>仮払制度の導入を検討することが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 香川県都市軽自動車税運営協議会会計規程を、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において制定し、同日からの施行により、支払は振込を原則とすることとし、仮払制度も導入した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

|                    |   |     |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |     |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |     |
| 高松市の関連諸団体          |   |     |
| 区 分                | □指摘   | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）   |     |
| 内 容                | 現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。<br>また、会員等が立替払いを行う場合には、用途・支払者(立替者)を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。   |     |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ<br>202ページ  |     |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |     |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | 立替払事務取扱要領を、平成26年6月30日に開催された平成26年度香川県都市軽自動車税運営協議会定例会において制定し、同日からの施行により、会員等が立替払を行う場合には、精算する様式を使用することとした。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（香川県都市軽自動車税運営協議会）   |  |
| 内 容                | <p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約(発注)以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | <p>香川県都市軽自動車税運営協議会会計規程を、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において制定し、同日からの施行により、同規程において、契約は会長所在市の例規に準拠することとした。</p> <p>また、印刷業務については、香川県の行う自動車税印刷業務に合わせて見積徴取を実施し、共同印刷を行っている。</p> |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高 松 市              | 高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（香川県都市軽自動車税運営協議会）   |  |
| 内 容                | 見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、厳格に実施される必要がある。<br>また、入札しているにもかかわらず、毎年(3年以上程度)単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ  | 202ページ                                 |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 香川県都市軽自動車税運営協議会会計規程を、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において制定し、同日からの施行により、契約は会長所在市の例規に準拠することとした。<br>また、毎年同一者が落札している場合の調査については、平成25年8月に香川県に照会を行い、その結果を、上記定例会において報告した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）   |  |
| 内 容                | 納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 香川県都市軽自動車税運営協議会会計規程を、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において制定し、同日からの施行により、納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外の者が実施することとした。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）   |  |
| 内 容                | 長期間(1年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 146ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 香川県都市軽自動車税運営協議会備品簿を作成し、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において報告した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高 松 市              | 高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（香川県都市軽自動車税運営協議会）  |  |
| 内 容                | 市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 147ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | 平成25年6月28日開催の、平成25年度香川県都市軽自動車税運営協議会定例会から、議事録を作成し、署名人が署名することに改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）  |  |
| 内 容                | <p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 147ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 平成25年度決算から、財産目録を作成し、平成26年6月30日に開催された平成26年度香川県都市軽自動車税運営協議会定例会において報告した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて<br>(香川県都市軽自動車税運営協議会)   |  |
| 内 容                | 監事を実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 平成26年5月に行った監査時に、監事を実施してもらうべき項目のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（香川県都市軽自動車税運営協議会）  |  |
| 内 容                | 監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名 <sup>㊞</sup> 等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 平成25年6月28日開催の平成25年度香川県都市軽自動車税運営協議会定例会において、監査報告書に記名押印したもののコピーを定例会資料として添付することについて承認を得た。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 団体の規定として処務規程を定めることについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）   |  |
| 内 容                | 処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ<br>202ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 香川県都市軽自動車税運営協議会処務規程を、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会において制定し、同日から施行した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |  |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度   |  |
| 高 松 市              | 高松市の関連諸団体  |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘  | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 構成員について、高松市から会則の変更を議題として提出することについて<br>(香川県都市軽自動車税運営協議会)  |  |
| 内 容                | 県内の町は、徴収事務は行うが、会則のうえでは構成員とされていない。町で<br>構成される香川県町村会は、構成員である市と同様の計算により、負担金を拠出<br>し、協議会の重要事項を決定する定例会にも出席している。これらの現状を見る<br>と、構成員と看做されている実態にあると思われる。会則を変更し、構成員に<br>「香川県町村会の代表」等の記載を入れることが望まれる。事務を行う高松市<br>は、会則の変更を議題として提出するべきである。 |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 202ページ   |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>        |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日   |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課  |
| 措 置 結 果                 | 平成24年6月28日開催の平成24年度香川県都市軽自動車税運営協議会定<br>例会において、構成員に関する同協議会規約第4条を改正し、同日から施行して<br>いる。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

| 指 摘 又 は 意 見        |  |  |
|--------------------|--|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度 高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘  | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 事務費について、事務担当自治体の負担を考慮する提案を検討することについて（香川県都市軽自動車税運営協議会）  |  |
| 内 容                | <p>団体にかかる年間の事務量は60日弱とのことであるが、この部分の人件費＝事務費は高松市の負担となる。このため、税徴収に必要な他市町のコストを高松市が負担している結果となっている。県内市町の事務を共同実施する性格の団体であることから、事務費について、事務担当自治体の負担を考慮することが合理的であるとも言える。</p> <p>会則では、会長の属する自治体が事務を行う、とされている。フルコストでなくとも、事務費として、一定の額を事務担当団体に支払う、または団体に支払う負担額を軽減する、という提案を団体に行うことについて、検討が望まれる。</p> |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 203ページ   |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>  |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月25日  |
| 所 管 課 等                 | 財政局<br>市民税課   |
| 措 置 結 果                 | 平成25年6月28日開催の平成25年度香川県都市軽自動車税運営協議会定例会において、事務担当自治体である本市の負担金を軽減する提案をし、検討を行った結果、構成市等の了承を得たことから、平成26年度の予算措置について、平成26年6月30日に開催された平成26年度同協議会定例会で提案し、原案どおり議決された。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

| 指 摘 又 は 意 見 |   |           |
|-------------|---|-----------|
| 監査テーマ       | 平成24年度  | 高松市の関連諸団体 |
| 区 分         | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見  |           |
| 指摘・意見の項目    | 会則に会計年度の定めを記載すべきもの（高松市保健委員会連絡協議会）   |           |
| 内 容         | 会則に会計年度の定めがなく、総会から総会の間を会計期間としている。   |           |
| 報告書該当ページ    | 215ページ  |           |
| 報告書へのリンク    | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |           |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
|-------------------------|--|
| 措置通知日                   | 平成26年7月17日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター  |
| 措 置 結 果                 | 平成25年6月6日開催の平成25年度高松市保健委員会連絡協議会総会において、同会会則に事業年度の条文を追加する改正を行い、同日から施行した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 支出伺の標準様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることについて（高松市保健委員会連絡協議会）   |  |
| 内 容                | 支出伺いの標準様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることを原則とするべきである。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター   |
| 措 置 結 果                 | 事業の実施に当たり、その経費の支出について、支出伺いの標準様式を作成し、センター長までの承認を得るよう、平成25年5月から改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市保健委員会連絡協議会）  |  |
| 内 容                | 預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター  |
| 措 置 結 果                 | 支払明細書を作成し、預金からの支払件数が多い場合は、合計額で出金し、記入するよう、平成25年7月から改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高 松 市              | 高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市保健委員会連絡協議会）  |  |
| 内 容                | 一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 144ページ  | 215ページ                                 |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日                       |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター                  |
| 措 置 結 果                 | 支払いについては、平成25年8月から、原則、振込することとした。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

|                    |   |     |
|--------------------|---|-----|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |     |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |     |
| 高松市の関連諸団体          |   |     |
| 区 分                | □指摘   | ■意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市保健委員会連絡協議会）   |     |
| 内 容                | 現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。<br>また、会員等が立替払いを行う場合には、用途・支払者(立替者)を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。   |     |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ<br>215ページ  |     |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |     |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター  |
| 措 置 結 果                 | 平成25年5月から、立替払精算表を作成し、会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算するよう改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市保健委員会連絡協議会）   |  |
| 内 容                | <p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約(発注)以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター  |
| 措 置 結 果                 | 平成26年2月に高松市保健委員会連絡協議会物品購入マニュアルを作成し、一定額以上の支払については、承認を得るよう改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  | 高松市の関連諸団体                              |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市保健委員会連絡協議会）   |  |
| 内 容                | 見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、厳格に実施される必要がある。<br>また、入札しているにもかかわらず、毎年(3年以上程度)単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター  |
| 措 置 結 果                 | 平成25年6月から、100,000円以上の契約については、見積合せを行うよう改めた結果、平成25年度は、平成24年度とは異なる業者と契約を締結した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
|                    | 高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松市保健委員会連絡協議会）   |  |
| 内 容                | 納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 145ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日                                 |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター                            |
| 措 置 結 果                 | 平成25年5月から、事務処理担当者以外の者により、納品後の検収を実施するよう改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

| 指 摘 又 は 意 見        |  |  |
|--------------------|--|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘  | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化につ<br>いて（高松市保健委員会連絡協議会）   |  |
| 内 容                | 会費・負担金などの入金時の処理は、①領収書を発行する②領収書は控えが残<br>る形式のものを使用又は作成する③領収書は、あらかじめ連番を付すという3点<br>を原則とする必要がある。また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体で<br>は、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成<br>し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書<br>(欠席会員分など)と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書<br>をそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。 |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 146ページ<br>215ページ   |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>  |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日                                  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター                             |
| 措 置 結 果                 | 平成25年8月から、連番を付した領収書を作成し、領収書控を保管するよう<br>改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市保健委員会連絡協議会）   |  |
| 内 容                | 長期間(1年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 146ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日               |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター          |
| 措 置 結 果                 | 平成25年度から、管理簿を作成して管理している。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市保健委員会連絡協議会）  |  |
| 内 容                | 市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 147ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター  |
| 措 置 結 果                 | 平成25年6月6日開催の平成25年度高松市保健委員会連絡協議会総会から、議事録を作成し、監事が署名することに改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市保健委員会連絡協議会）  |  |
| 内 容                | <p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 147ページ  | 215ページ                                 |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
|-------------------------|--|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日   |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター  |
| 措 置 結 果                 | 平成25年6月6日開催の平成25年度高松市保健委員会連絡協議会総会資料として、高松市保健委員会連絡協議会収支決算書及び同会物品等一覧を作成した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高松市の関連諸団体          |   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて<br>(高松市保健委員会連絡協議会)   |  |
| 内 容                | 監事を実施してもらいたい項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |  |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日                                       |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター                                  |
| 措 置 結 果                 | 平成24年度の会計監査から、監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けるよう改めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高 松 市              | 高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市保健委員会連絡協議会）  |  |
| 内 容                | 監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名 <sup>®</sup> 等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ  | 215ページ                                 |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
|-------------------------|---|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日  |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター   |
| 措 置 結 果                 | 平成25年5月7日に開催された、高松市保健委員会連絡協議会役員会において、監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布することに決定した。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

| 指 摘 又 は 意 見        |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監 査 テ ー マ          | 平成24年度  |  |
| 高 松 市              | 高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分                | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目 | 団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市保健委員会連絡協議会）   |  |
| 内 容                | 処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | 148ページ<br>215ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a> |  |

| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |                                   |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 措 置 通 知 日               | 平成26年7月17日                        |
| 所 管 課 等                 | 健康福祉局<br>保健センター                   |
| 措 置 結 果                 | 平成25年5月に、高松市保健委員会連絡協議会事務処理規程を定めた。 |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 指 摘 又 は 意 見                     |   |  |
| 監 査 テ ー マ                       | 平成25年度  |  |
| 高松市の社会資本更新と施設運営<br>(廃棄物処理・市営住宅) |   |  |
| 区 分                             | <input type="checkbox"/> 指摘   | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指 摘 ・ 意 見<br>の 項 目              | 許可業者の車両表示について市民へ周知することについて  |  |
| 内 容                             | 高松市は、登録番号などで許可車両を把握しており、市民からも高松市の許可業者の車両であることがわかるような表示にはなっているが、市のホームページに、高松市の許可業者はこのような表示をしています、などとして掲示する方法で、市民がどのような印の付いた車両が高松市の許可車両なのかが分かるようにすることが望まれる。   |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ              | 120ページ  |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク              | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu25/ho218.pdf</a> |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 |   |
| 措 置 通 知 日               | 平成26年8月5日   |
| 所 管 課 等                 | 環境局<br>環境指導課  |
| 措 置 結 果                 | 平成26年7月28日付で、高松市環境局環境指導課のホームページに、高松市の許可車両であることが市民に分かるよう、高松市一般廃棄物収集運搬業許可業者の車両表示についての項目を追加し、車両表示した車両図を掲載した。 |